

合名・合資会社の株式会社化

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部 木村 篤志

【問い】 私は現在私が経営する合資会社の無限責任社員になっていきます。無限責任社員は、会社が債務を返済できなくなつた場合には、個人の財産をもつて債務を返済しなければならぬという責任がある。相続が発生した場合には会社の持ち分の評価額が払戻請求権(時価ベースの純資産価額)になってしまう等、リスクが多くなります。会社を合資会社から株式会社に組織変更して株主になることにより、有限責任にすることはできないのでしょうか？

【答え】

一、合名・合資会社とは

会社には合名会社・合資会社・有限会社・株式会社の四つの種類があります。このうち、合名会社とは無限責任社員のみからなる会社であり、合資会社とは無限責任社員と有限責任社員との二元的組織からなる会社をいいます。

二、合名会社・合資会社と株式会社との合併

現行商法においては合名会社・合資会社から株式会社への単純な組織変更は認められていません。

しかし、合名会社・合資会社を消滅会社とし、株式会社を存続会社とする合併手続きによって実質的に株式会社に組織変更することができます。この組織変更により会社の持ち分の評価方法も原則的評価方式(純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいた評価方法)あるいは特例的評価方式(配当還元価額)になります。

三、留意点

合併後に株式の贈与または相続をする場合において、次のいずれかに該当する場合には注意が必要です。

(一) 株式会社を設立して合名・合資会社と合併した場合には、開業後三年未満の会社に該当するため、株式の評価額は、純資産価額で評価することになります。

(二) 株式会社が合併で引き継いだ不動産等であっても、純資産価額の計算上、課税時期前三年以内に取得した不動産等に該当するため、通常の取引価額で評価することになります。

四、合名・合資会社と株式会社との比較

合名会社と株式会社の主な違いは下の表に掲げるとおりです。

項目	合名・合資会社	株式会社
出資(無限責任社員の持ち分・株式)の相続税評価額	原則として、時価純資産価額。	特定会社に該当する場合を除き、原則的評価方式あるいは特例的評価方式になります。
出資者(無限責任社員・株主)の地位の相続の可否	原則として不可。ただし、定款に他の出資者全員の同意がある場合は相続できる旨の定めがある場合には可。	可。
支配権	全出資者(社員)が均等に支配権を有する。(出資割合ではなく社員の頭数により決議が行われる)	出資割合の多寡により支配権が決定。
相続に伴う出資の払戻請求	無限責任社員の相続に伴い出資の払戻請求がされた場合、会社に拒否権はない。	原則として出資の払戻請求は認められない。
出資者(社員・株主)の責任の範囲	無限責任社員については無限責任。(会社の全ての債務について責任を負う)	有限責任。(出資の範囲内においてのみ責任を負う)